

雇用のミスマッチや人手不足の解消に向けた多様な人材の活躍促進

- 多様な働き方の促進と働きやすい環境づくり、女性や高齢者、就職困難者、外国人等が活躍できる環境づくり、若年者がその意欲と能力に応じ適切な職業を選択しキャリア形成を図るとともに社会経済の重要な担い手としてその能力を最大限に発揮し活躍できる環境づくりを通じた「雇用のミスマッチ」や「人手不足」の解消

<全般>

- 本県の有効求人倍率は、令和2年平均が0.90、令和3年平均が0.80であったが、令和4年8月以降3年以上にわたり1倍を超えて推移しており、人手不足の状況が長引いている。

<就職困難者>

- 現在、国においては就職困難者支援について、従来の雇用施策から大きな転換が図られている。具体的には、令和3年度から「重層的支援体制整備事業」が開始され、市町村が中心となり、社会的孤立や複合的な課題を抱える方を「高齢者」、「障害者」、「生活困窮者」等の属性を問わず、就労の手前となる「参加支援」なども行う体制が整備されつつある。このような動向を踏まえ、県の雇用施策としては、市町村のこうした取り組みと緊密に連携し、専門的な支援で確実に就職へと繋いでいく役割がこれまで以上に重要となっている。

- また、令和6年の65歳以上就業者数は92,000人で、平成27年の44,000人から48,000人増加している（増加率109%）。

- 令和6年の県内民間企業障害者実雇用率は3.39%となっており、16年連続で法定雇用率を上回るとともに過去最高を更新し全国1高い実雇用率となっている。

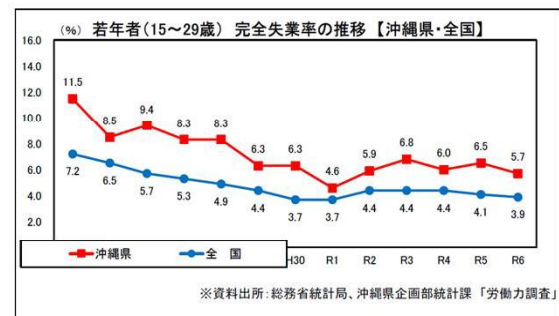
<若年者>

- 若年者（15～29歳）の完全失業率において、本県と全国平均との差は従来よりも縮小しているが、令和6年平均で1.8ポイントと依然として開きがある（沖縄県：5.7%、全国：3.9%）。また、早期離職率についても、全国と比べて、依然として高く推移している。

<従業員リスキリング>

- 県内中小企業において生産性向上を図るため、技術革新やグローバル化など社会経済環境の変化に対応したDX化や事業転換などが求められ、それを担う人材の育成が重要となっている。

- 国は、リスキリング（職業能力の再開発・再教育）を成長戦略の柱の一つと位置付けており、人材開発支援助成金に新たなコースを創設するなど、リスキリングを促進する施策を積極的に展開している。



- 県では、経営者向け集合研修を通じ自社の経営課題に応じた人材育成計画の作成を支援し、その計画に基づく研修費用の補助を行い従業員のリスキリングを後押ししている。しかし、人手不足が進む中で、人材育成に取り組む時間・労力の確保等が難しく、中小零細企業の人材育成が進んでいない。

<全般>

- 本県は、人手不足の状況が長引く中、有効求人倍率は職業間で差があるなど、労働需給のミスマッチが生じており、ミスマッチの解消を図るとともに、人手不足対策に取り組んでいく必要がある。
- 県内企業の殆どが中小・零細企業であり、経営基盤が脆弱であることも影響し、従業員の採用や人材育成の取り組みや人手不足解消に向けた取り組みが十分とは言えない状況があることから、採用活動における県内企業の負担軽減や働きがいのある雇用環境づくり、効果的な人材育成の仕組みづくり等を支援する必要がある。

<就職困難者>

- 新規求職者のうち、高齢者（60歳以上）の割合が過去最高となり増加傾向にある。
- 就職困難者の支援窓口を設置し、就職準備支援・就職支援・就労定着支援・生活支援を実施している。
- 相談者・相談件数ともに目標達成しているが、就職決定者数については、就職阻害要因が多い相談者の支援が長期化し、就職決定までに時間を要したため目標を下回った。
- 高齢者の65歳までの雇用確保の義務化と、70歳までの就業機会の確保が努力義務になったが、本県は全国と比較して非正規雇用の割合（特に高年齢者）が高いことから、企業に属さない高齢者の就業支援の取り組みが必要となっている。



出典：沖縄労働局「職業安定業務統計」

<若年者>

- 本県では長きにわたり、若年者の高い失業率や不安定な就労状況が重要な課題として認識されてきた。
- 様々な産業分野において人手不足が見られており、県内企業の人材確保の観点からも、若年者が県内企業において安定的に就労するための支援が必要。

<従業員リスキリング>

- 人材開発支援助成金は、従業員の職業訓練（人材育成）に幅広く活用できる有効な制度であるが、県内中小企業は人材育成に取り組むきっかけやノウハウ不足により、自社にマッチした支援メニューの選択や、訓練計画の作成、申請・実績報告などの対応が難しく、助成金を十分に活用できていない。
- 県内中小企業に対し、社会保険労務士等専門家がプッシュ型伴走支援を行い、訓練計画の立案・実施や助成金手続きをまとめてサポートすることで、手続きの負担軽減だけでなく、専門家の知見を活用した効果的な人材育成が進み、企業の生産性向上につながる事が期待できる。

【これまでの取組例】

グジョブセンターおきなわ等を活用し、沖縄労働局など関係機関と連携しながら、求職者が希望する職業以外の幅広い分野の求人情報を提供することにより、ミスマッチ解消を図っている。

また、令和6年9月に、公労使が一体となり、「人手不足対策アクションプラン」を策定し、「労働力の確保と定着」「人材育成」「企業の生産性向上」の取組促進を図っている。

県では、高齢者等就職困難者を対象とした相談窓口の設置、職場訓練、企業合同説明会等を行うとともに事業主向け支援窓口の設置等により県民の雇用対策に取り組んでいるところである。就職困難者の雇用促進に向けて、助成金制度の要件緩和等更なる取り組みが必要である。

その他、県では、小中学生を対象とした職業人講話や仕事を疑似体験する出前講座、大学生等を対象とした県内企業での職場体験（インターンシップ）、沖縄県キャリアセンターにおける就職相談、セミナー等の実施のほか、UIターンに係る就職支援や交通費の補助、企業の人材確保支援のための奨学金返還支援事業等を実施している。

「雇用のミスマッチ」や「人手不足」の解消に向け、更なる取組の強化が必要である。

1. 県内企業等への就職の促進に向けたインターンシップ受入経費及び参加者の交通費等支援に関する取組
2. 沖縄県キャリアセンターが実施する専門の支援員による高齢求職者の伴走支援に関する取組
3. 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の助成対象期間及び支給限度額の拡充
4. 若年層の地方定着の促進に向けた奨学金の返還支援に係る特別交付税措置率の拡充
5. 中小企業の人材育成（リスキリング）の促進に向けた人材開発支援助成金の補助対象への中小企業の人材育成に係る伴走支援費用の追加

担当部課

商工労働部 雇用政策課、労働政策課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



- 3-(1)-ア 全産業における労働生産性の向上
- 3-(11)-ア 雇用機会の確保と多様な人材の活躍促進
- 3-(11)-イ 多様な働き方の促進と働きやすい環境づくり
- 3-(11)-ウ 若年者の活躍促進

■ 学校教育の充実のための人的支援

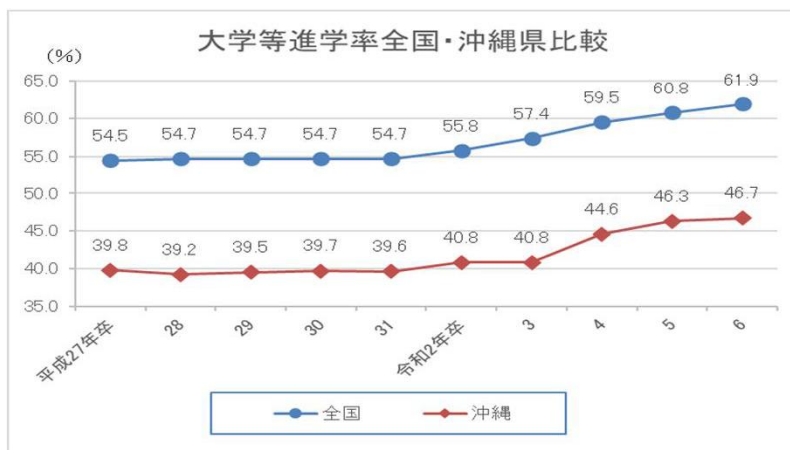
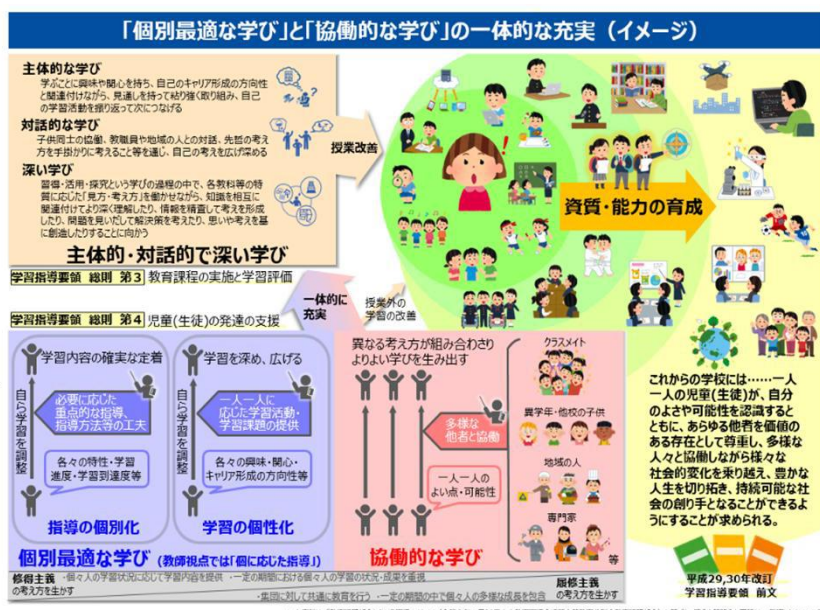
- 「令和日本型学校教育」を担う質も高い教師の確保のため、教育職員を取り巻く環境整備に取り組むことで本県公教育の質の向上を図る。
教師以外の多様な支援スタッフとの連携により教師の業務負担が軽減し、児童生徒に寄り添うための「時間」と「機会」が確保され、きめ細やかな支援を行うことができる。
その結果、小中学生の学力や高校生の大学進学率の向上及び不登校率や中途退学率の減少に資する。

- 国の定める学習指導要領では、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を通して、新たな学びの実現により公教育の質を向上させることが求められている。

- 前回と今回の学習指導要領の大きな変更点は、社会変化が激しく予測困難な時代を生きる力の育成を目指し資質・能力を三つの柱(「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」)で整理し、社会に開かれた教育課程を実現していくことである

- また、高等学校及び特別支援学校高等部では、令和4年度から新学習指導要領の施行によって、①左記三つの柱の実現状況を観点ごとに評価する(いわゆる「観点別学習状況評価」)方法の完全実施、②総合的な探求の時間の実施などこれまではなかった取組が求められている。

- 沖縄県においては、小・中学生の学力や大学等進学率について改善が見られるものの引き続き全国との格差が生じている。
また、特別な支援を要する児童生徒、不登校等の課題を抱える児童生徒が大きく増加している。



- 児童生徒一人一人としっかり向き合い、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援や対応が求められている。
- 教職員が児童生徒に寄り添うための「時間と機会」を確保するためには、教員の業務負担を軽減する必要があるが、財政面での課題により支援員等の配置が十分でない状況がある。
- 現行制度(教員業務支援員配置事業)では、高等学校及び特別支援学校は教員業務支援員の配置対象となっていないものの、小中学校への配置を優先する制度となっているため、高校・特別支援学校にも十分な配置を行っていく必要がある。

【これまでの取組】

県教育委員会では、その必要性を鑑み令和元年度から公立中学校・高等学校に部活動指導員(平成29年4月、学校教育法施行規則改正により位置づけ)を、公立小中学校に教員業務支援員(令和3年8月、学校教育法施行規則改正により位置づけ)を配置し、令和5年度からは高等学校・特別支援学校への配置を開始している。

令和7年度におけるそれぞれの配置状況は、教員業務支援員、部活動指導員ともに要望数に達しておらず、必要とされる配置数を達成できていない。

教員に児童生徒一人一人と向き合う時間と機会を確保するためには、支援員・指導員配置を拡充する必要がある。

1. 学校教育の充実及び安全・安心な学校づくりのための教員業務支援員や部活動指導員の配置拡充に関する取組

担当部課

教育庁 働き方改革推進課、保健体育課、文化財課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



5-(2)-Ⅰ 時代の変化に対応する魅力ある学校づくりの推進

政策

- 誰一人取り残さない学びの保障と、地域と共に未来を拓く人材育成支援

目指すすがた

- 少子化・グローバル化・デジタル化が加速する中で、家庭の経済状況や地域の教育資源の差に左右されず、すべての子どもが自らの可能性を発揮できる学びの環境を実現する。
- ICTを活用した個別最適な学びと、地域や産業界と連携した探究的・実践的な学びを通して、郷土に根ざしながら世界とつながる人材を育成する。

環境の変化等

- 全国的な少子化の進行により学校統廃合や教職員確保が課題となる一方、沖縄県は依然として年少人口比率が高く、将来の人材投資が重要性を増している。
- AIや生成系技術などの発展により、デジタルスキル・創造的思考力・多文化理解力の育成が急務となっている。
- 子どもの貧困率の高さ、家庭の教育格差、外国ルーツ児童生徒の増加など、学習支援の多様化が求められている。
- 発達障害等、支援を要する児童生徒・若者の増加とともに、支援ニーズが多様化している。
- 新しい高等学校改革（普通科改革・専門高校の再編統合・定時制課程の充実）が進む中で、地域と産業界が連携した人材育成体制の構築が必要となっている。

現状・課題等

- 高校進学率・大学等進学率は全国最下位水準にとどまり、高校中退率も高い傾向。特に経済的困難を抱える家庭では、学習機会の制約が大きく、学力格差や進路形成の格差が顕著。
- 学校現場では、教員の多忙化や指導体制の地域間格差が課題であり、教育DX（ICT環境整備・デジタル教材活用）の有効活用が必要。
- 外国人児童生徒や不登校児童生徒、発達障害等の多様なニーズへの支援体制の充実が求められているほか、併せて学びの「セーフティネット」を拡充することが必要。
- 産業構造の転換に対応できる専門人材の育成（観光・IT・海洋・環境・農業など）が急務であり、高校・大学・地域・企業の連携教育が求められている。



出典：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）を元に教育庁総務課作成

【これまでの取組】

県教育委員会では、自分に合った学び方を工夫したり、学習意欲を自ら引き出すことのできる児童生徒の育成を目指して、新学力向上推進施策である『「自立した学習者」育成プロジェクト』に基づき、『「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体化』等4つの取組と「自己存在感の感受」等4つのポイントを実践し、児童生徒一人一人の学びと成長に焦点を当てた授業改善に取り組んでいる。

また、不登校児童生徒の支援としては、児童生徒の社会的自立を目指して「魅力ある学校づくり」や「早期発見・早期対応」、「学校外施設との連携」、「スクールカウンセラー等の配置」の充実等に取り組んでいる。

加えて、個性を伸ばし、自立に向けた資質・能力を伸ばすため、キャリア教育の推進やICT教育の充実、一人ひとりのニーズに応え、安心して学ぶことができる環境づくり等を推進しており、引き続き多様な学びや支援ニーズへの対応、転換する産業構造を見据えた人材育成が求められている。

1. 不登校児童生徒に対する支援員の配置や多様な学びの支援に関する取組
2. 教育DXの推進に向けたAI・ICT・STEAM・英語教育など先端教育の環境整備と人材育成、学校や地域などの関係機関が連携した学習活動に関する取組

担当部課

教育庁 総務課、義務教育課、県立学校教育課、教育DX推進課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開

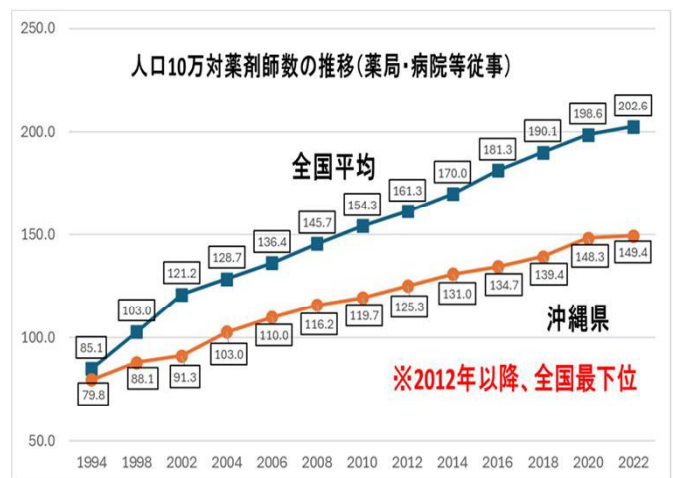


- 5-(1)-ア 地域を知り、学びを深める環境づくり
- 5-(2)-イ 豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進
- 5-(2)-ウ 個性を伸ばし、自立に向けた資質・能力を伸ばす教育の推進
- 5-(3)-イ Society5.0に対応する教育の推進

- 薬剤師の育成と安定的な確保及び創薬など新たな産業創出への寄与に向けた薬学部を設置

- 県内国公立大学に薬学部を設置することで、薬剤師の育成と安定的な確保を図り、沖縄科学技術大学院大学や琉球大学等における創薬に関する基礎研究の連携など、新たな産業創出に寄与する。

- 全国における薬剤師の総数は将来的に供給が需要を上回り過剰となることが予想されているため、文部科学省は令和7年度以降薬学部の新設及び収容定員増について抑制方針を取っている。
- 他方、沖縄県では人口10万人あたりの薬剤師数が最下位で慢性的な薬剤師不足となっているが、離島県かつ県内に薬学部が無いことから薬剤師の確保が困難な状況である。
- 沖縄県における薬剤師の需給予測結果だけでなく、厚生労働省発出の地域別薬剤師偏在指標においても、沖縄県は将来的に薬剤師不足が予測されているため、上記の文部科学省の抑制方針について、沖縄県は薬剤師の確保を特に図るべき区域として例外対象となっている。
- 医薬品産業を成長・基幹産業と位置づけ、政府が一体となって、日本を「創薬の地」とするための支援を推進し、また、優れた創薬シーズを基にしたスタートアップの創出を促進するため、大学等との間の橋渡しを行い、民間投資を呼び込む体制を強化することとなっている。



出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」より沖縄県作成

- 令和5年度に県内国公立大学に対し、薬学部設置構想について公募したところ、財政的支援の担保がなければ設置は困難との回答があった。
- 県内の国公立大学における薬学部の設置には、その経費について公的財源支援が必要であることを以下のとおり確認している。
(確認結果)
県内国公立大学に薬学部を設置した場合の運営費について、個別大学毎に費用収益を試算。国立大学は薬学部開設後6年度目以降も継続して赤字が累積し、公立大学は薬学部開設5年度目まで赤字が累積する結果となった。
- 沖縄県薬剤師会等の関係団体からも、薬剤師確保及び創薬研究に寄与する薬学部設置に係る支援を求める陳情等が提出される等、外部からも強い要望がある。

【これまでの取組】

薬剤師確保対策として、県外在住の薬剤師に対し、県内就業を条件に奨学金返済の一部補助や、県出身者が多く在籍する薬科大学等での就職説明会事業補助を実施しているところである。慢性的な薬剤師不足の解消に向け更なる取組を進める必要がある。

1. 県内国公立大学への薬学部(科)の設置及び学生定員が充足するまでの間の安定的な運営に向けた取組

担当部課

保健医療介護部 薬務生活衛生課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



5-(4)-ウ 医療・保健など地域の安心を支える人づくり

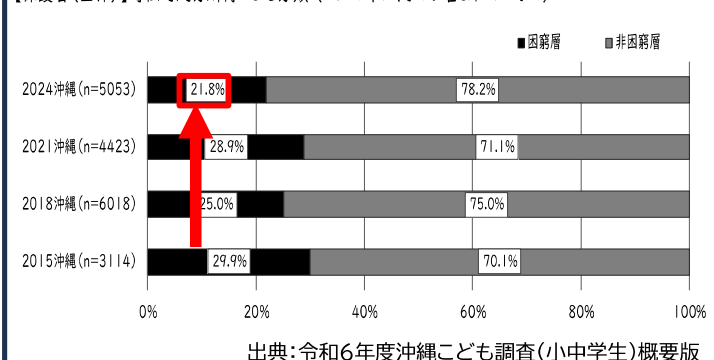
- こどもの貧困の解消等を目的とした包括的支援制度の整備

- こども及びその家庭の状況に応じた包括的な対策に加え、こどもの将来の貧困を防ぐ学習支援等の取組を通じて本県におけるこどもの貧困の解消を目指す。

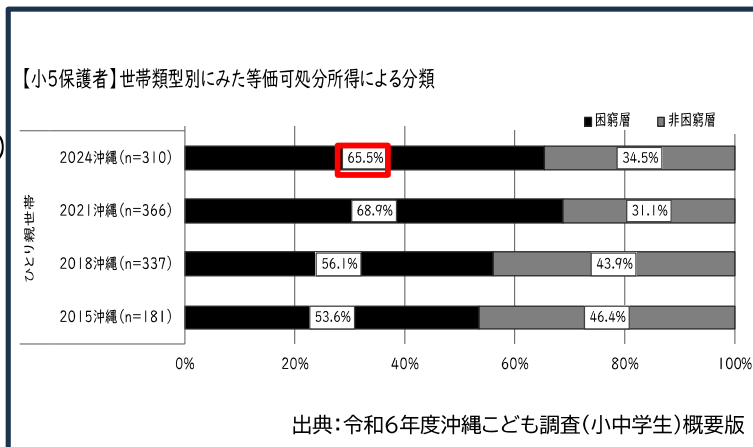
- 国は令和5年12月22日、「こども基本法（令和4年法律第77号）」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定した。
- 「こども大綱」では、こども施策に関する重要事項の一つとして、「こどもの貧困対策」を掲げ、「こどもの貧困を解消し、貧困による～困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記された。
- これに伴い、令和6年9月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」が改正され、題名に“貧困の解消”が入れられた「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、こどもの貧困の解消に向けた対策について、「こどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、推進されなければならない」こと及び「貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならない」ことがその基本理念に明記された。
- 同じくして、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第80条第3項も「子どもの貧困対策」が「こどもの貧困の解消に向けた対策」に改められた。
- 沖縄県では、「こども基本法」に基づき、「こども大綱」を勘案し、令和7年3月末に「沖縄県こども・若者計画（未来のおきなわっこプラン）」を策定し、同計画において、最重要課題の解消に向けた施策として、「こどもの貧困対策」を位置づけ、これまで取り組んできた「ライフステージに応じた施策の充実強化」のほか、新たな施策展開の柱として、「貧困の連鎖を断つための自立に向けた支援」及び「支援に繋がっていないこどもとその家庭への支援体制の構築」を位置づけた。

- 沖縄県では、平成28年度を貧困対策元年と位置づけ、国・市町村と連携した各種施策の推進や、民間企業及び団体等と連携し県民運動として貧困対策に取り組んできた。
- これまで10年の貧困対策により、県内のこどもの居場所は、令和7年9月1日現在、226箇所（事業開始（122箇所）より104箇所（85%）増）となっており、沖縄こども調査における困窮世帯の割合は平成27年度の29.9%から21.8%（令和6年度）まで改善したほか、こどもの自己肯定感の向上など一定の成果が確認されている。

【保護者（全体）】等価可処分所得による分類（2021年は、小1が含まれていない）



- 一方で、近年の物価高騰の影響などもあり、令和6年度の同調査では、ひとり親世帯の困窮世帯の割合は65.5%（H27比：11.9%増）と未だに高水準で推移している。また、「自分は価値のある人間だと思う」こどもの割合が増加している一方で「自分の将来が楽しみだ」と回答するこどもの割合は低下しており、こどもが将来に向けた不安を感じていることが確認された。



- このような状況から、これまでの貧困対策が概ね18歳未満のこどもを中心に対策が講じられてきたことを踏まえると、今後の貧困対策の推進にあたっては、家庭支援の観点や、これまでの貧困対策で支援につながったこどもを自立へと導くため、体験格差を是正する等の施策を強化していくことがより重要な課題となっている。
- また、支援を必要としているものの、まだ支援が届いていないこどもが一定数いることが想定されていることから、新たな課題として支援につながっていないこどもと保護者・家庭に支援を届け、地域の社会資源や支援制度につなげていく取組を強化していく必要がある。
- SDGsの広まりで、こどもの貧困をテーマに社会貢献活動に取り組む企業が増えてきていることから、沖縄こどもの未来県民会議に賛同する企業等と連携し、社会全体でこどもたちを支える県民運動をさらに推進していく必要があるが、活動の原資となる寄付金が減少傾向にあることから、その確保に向けた仕組みづくりが求められている。
- 子どもの学習・生活支援事業による学習支援を受けていた中学3年生の高校受験合格率は概ね100%で推移している。
- 子どもの学習・生活支援事業を利用する児童生徒数の定員に占める割合は85%となっており、令和11年度には定員を超過することが見込まれるが、財源等から定員増を図ることが難しい状況にある。

【これまでの取組】

県では、妊娠期からこどもの自立まで切れ目のない支援体制の構築と県民運動の推進に重点を置いて取り組んでいる。主な取組として、市町村の貧困対策支援員の配置に伴う相談体制強化、安全・安心な居場所の設置、無料の学習支援の提供をしている。また、経済的な支援として、放課後児童クラブ利用料の軽減、給付型奨学金による進学支援、ひとり親家庭の就労・生活支援などを総合的に実施し、貧困の連鎖防止を目指している。こどもの貧困の解消に向けては、更なる取組を進める必要がある。

1. 貧困解消に向けた取組の継続支援のための沖振法への文言追加及びひとり親支援に関する取組の拡充
2. こどもの貧困対策への県内企業の寄付に対する税額控除等
3. ひとり親家庭に対する特定求職者雇用開発助成金の要件緩和及び助成金額の拡充
4. 生活困窮者自立支援法に基づくこどもの学習支援の取組の拡充

担当部課

こども未来部 こども若者政策課、こども家庭課、女性力・ダイバーシティ推進課、生活福祉部 保護・援護課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



- 2-(1)-ア 子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開
- 2-(1)-イ 貧困状態にある子どもへの支援
- 2-(1)-ウ ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援

- OIST等県内大学を核とした先端医療分野のイノベーション拠点形成に関する特例措置の創設

- 科学技術によるイノベーションを創出し、持続可能な産業の振興につなげていくため、OIST等県内大学を核としたイノベーション・エコシステムを構築する。
- 特に、これまでの研究蓄積や将来の発展可能性などを見据え、先端医療分野に特化し、県内大学等を中核としつつ、国内外からもヒト・モノ・カネ・情報（人材・企業・研究機関・投資・インナーサークル等）が集まる価値や仕組みを創出し、国際競争力を有する産学連携型のイノベーション拠点化を目指す。

- 世界的にスタートアップ・研究人材の国際移動が加速。
- GW2050 PROJECTS グランドデザインにおいて、OIST等県内大学との連携や産学連携サイエンスパーク・エコシステムモデルが位置付けられるなど、産業界からも県内大学等のイノベーション創出に係る期待が高まっている。
- 内閣府において、沖縄における先端医療分野での高付加価値産業の産業集積のポテンシャルを見据え、令和8年度概算要求に「沖縄先端医療技術基盤形成促進事業」10億円を新たに計上。
- 経営管理ビザが2025年10月に法令改正がなされ、「資本金要件が500万円から3000万円への引き上げ」、「3年以上の経営・管理経験」など大学等の研究成果から事業化を図る海外からのスタートアップ事業者には厳しい要件となっている。

「経営・管理」許可基準に係る見直しについて

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

①	資本金・出資総額	500万円	3,000万円
②	経歴・学歴（経営者）	なし	経営・管理経験3年以上（注2） 又は 経営管理若しくは経営する事業分野に関する修士相当以上の学位を取得していること
③	雇用義務	なし （資本金の代替要件として2人以上の雇用要件）	1人以上の常勤職員の雇用を義務付ける（注3）
④	日本語能力	なし	申請者又は常勤職員のいずれかが相当程度の日本語能力を有すること（注4）
⑤	在留資格決定時における専門家の確認	なし	新規事業計画について経営に関する専門的な知識を有する者の確認を義務付ける（上場企業相当規模の場合等を除く。）

（注1）既に在留中の者には施行後3年を経過した後の最初の在留期間更新許可申請時以降は、原則として改正後の上陸許可基準への適合を求める。
（注2）「経営・管理経験」には、在留資格「特定活動」に基づく起業準備活動を含む。
（注3）「常勤職員」には、法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除くこととされており、対象は、日本人、特別永住者及び法別表第二の在留資格をもって在留する者（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」となる。
（注4）相当程度の日本語能力として、CEFR-B2相当等を想定している。
なお、ここでいう「常勤職員」の対象には、法別表第一の在留資格をもって在留する外国人も含まれる。

出典：出入国在留管理庁HPより

- OISTの基礎研究の成果や世界的な研究ネットワーク、琉球大医学部における臨床的な技術の蓄積などにより、先端医療分野は沖縄におけるイノベーション拠点化の発展可能性を有している。
- 他の県内大学も含め、その研究成果の蓄積が図られている一方、研究成果を活用しての事業化・地域産業化は限定的となっており、今後、県内大学等の優れた研究成果をスムーズに事業化・社会実装に繋げ、これらから生まれる利益を次の研究投資へ還元するエコシステムを構築することが重要である。
- 先端医療の分野は、産業・社会的インパクトは大きいものの、研究から実用化・事業化までに多額の資金と長い研究時間が必要とされることから、継続的な研究が難しい、企業等が参入しづらい等の課題がある。また、速やかな事業化を目指す上では、国内のみならず、初期の段階から海外における薬事承認及び販売等を視野に入れた研究計画も重要である。

- 今後、沖縄において先端医療分野のイノベーション拠点を形成するためには、国内外からスタートアップや研究開発型企業、優秀な技術者や投資家等を呼び込み、イノベーションのタネを生み出す基礎研究の継続的な支援に加え、応用研究や、実証、事業化など、幅広いステージで戦略的な研究開発が行える安定的・継続的な環境を整備する必要がある。
- 大学等の研究成果がビジネスとして事業化されるまでの期間は、研究分野や技術シーズの性質によって大きく異なるが、比較的長期間にわたることが多く、収益化、資金調達が難しい状況である。10月の経営管理ビザ要件の厳格化により、資本金要件の大幅な増額など経営管理ビザへの切り替えが難しく、国外へ流出する懸念が強まっている。将来有望な企業を沖縄に定着させるには、制度緩和や段階的な支援策の整備が不可欠である。

【これまでの取組】

沖縄県ではこれまで、「沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業」などにより、ライフサイエンス分野を含む幅広い分野において、将来の事業展開を見据えた県内大学等を中心とした研究開発を支援している。

OISTにおいては、国際的な研究機関として高く評価され、また、スタートアップのインキュベーション施設を2棟設置するなどスタートアップ推進にも取り組んでいる。

琉球大学医学部においては、西普天間地区移転に伴い、大学病院と併設し先端医学研究センターを設置するなど、先端医療分野研究の更なる高度化やスタートアップ創出にも取り組んでいる。

科学技術によるイノベーションを創出し、持続可能な産業の振興に繋げていくためには、これらの研究成果を事業化・社会実装していくための更なる取組が必要。

1. 沖縄の科学技術振興に向けた基金の造成
2. 沖縄科学技術大学院大学関連のスタートアップに対する経営管理ビザの資本金要件の緩和

担当部課

企画部 科学技術振興課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



3-(5) 科学技術イノベーションの創出と次世代を担う持続可能な産業の振興

赤土等流出防止対策の推進

- 河川や海域の生態系のみならず観光産業や漁業にも大きな影響を与える赤土等の流出を防止し、環境を保全することで、水産資源・観光資源でもある本県のサンゴ礁や藻場を良好な状態に保全・再生し次世代に引き継ぎ、人間社会と調和した持続可能な海洋共生社会の実現を目指す。

- 環境省が令和4年3月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画2022-2030」の中で、優先度が高い課題として「陸域から過剰に流入する赤土等の土砂及び栄養塩、化学物質等の負荷への対策の推進」を重点課題に掲げている。
- 県は、令和5年3月に策定した「第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」において4つの基本方針を設定し、赤土等流出防止対策を推進している。
 - I 農地からの赤土等流出防止対策の推進
 - II 開発事業からの赤土等流出防止の徹底
 - III 協働取組の推進と普及・啓発
 - IV 赤土等流出防止対策に係る調査研究

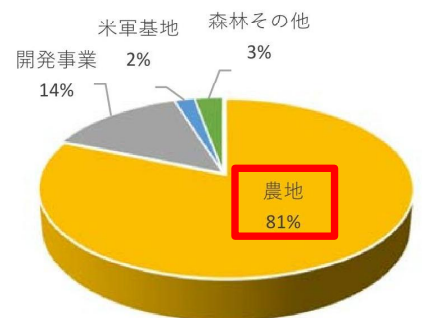
- 令和7年4月に環境省が速報として公表した令和6年度のサンゴ礁調査によると、本県海域の多くの地点で白化率の増加及びサンゴ被度の低下が確認された。白化したサンゴの表面を赤土等が覆うことによるサンゴへのストレスは回復を阻害すること、海域における赤土等の堆積状況が悪化するとサンゴ類の被度が低下する傾向があることから、陸域からの赤土等の流出防止が急務である。



(モニタリングサイト1000 サンゴ礁調査 2024年度とりまとめ結果より)

白化したサンゴ(沖縄島東岸)

- 令和3年度の赤土等の全体の流出量は24.6万トンで、沖縄県赤土等流出防止条例の制定前(平成5年度)の52.1万トンに比べ半減しているが、赤土等の流出量のうち約8割、年間20万トンが農地から流出している。農地における赤土等流出防止対策は、長期に渡って継続的に実施する必要がある、農家や沈砂池等の赤土流出防止施設の管理者の費用・労力の負担が大きいことから、対策が進んでいない。このため、対策に係る農家等の負担を軽減し農地における対策を加速させる必要がある。



流出源別流出割合(令和3年度)

出典:第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画

【これまでの取組】

県では、「第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」に基づき赤土等流出防止対策を総合的に推進している。農地からの流出を防ぐため、農地における対策を同計画の基本方針に位置付け、地域においてグリーンベルトの設置やマルチング等の営農的な発生源対策等を実施する地域・団体の活動を支援するとともに、農地の下流に設置された沈砂池等の既存施設の機能回復及び維持管理に係る調査・実証試験に取り組むとともに、維持管理マニュアルの作成や対策技術の普及啓発を行っている。また、施策効果の検証のため、海域及び陸域で赤土等堆積状況のモニタリングや対策状況の調査を実施しているが、農地を中心に赤土等の流出は続いており、流出防止に向けては更なる取組を進める必要がある。

1. 農地を中心とした赤土等流出防止対策に関する取組の拡充

担当部課

環境部 環境保全課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



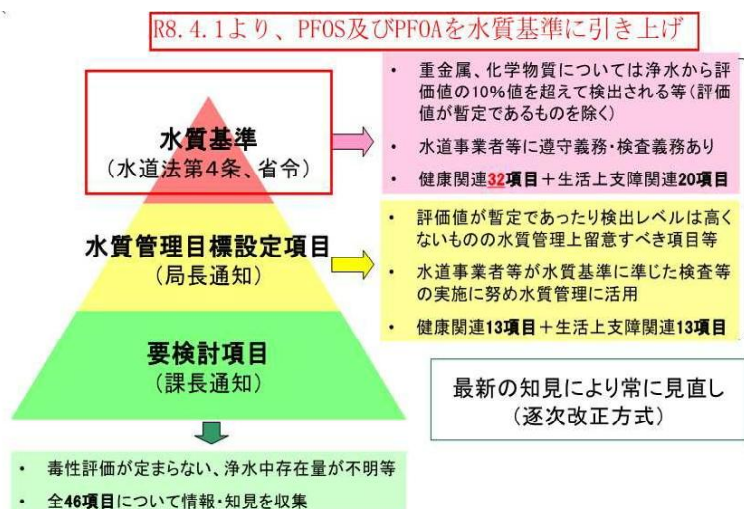
1-(3)-ア 海洋島しょ圏としてのSDGsへの貢献

- 米軍に起因する環境問題への対応策の整備

- 米軍基地由来の蓋然性が高いPFOS等の適切な吸着除去による安全・安心な水の供給及び米軍活動に起因する環境に影響を及ぼす事象の調査等必要な対応の実施を通じ、安全・安心で快適な住環境を実現する。

＜PFOS・PFOAに係る規制の強化＞

- 県では、令和元年度から返還予定である米軍基地周辺において米軍基地特有の化学物質の存在状況の把握を目的に、地下水のモニタリング調査をしている他、令和3～6年度に専門家会議を設置し、普天間飛行場周辺のPFOS等の汚染源特定に向けた調査を実施している。
- 普天間飛行場周辺のPFOS等の汚染源調査においては科学的裏付けを得る目的で調査を実施し、専門家会議で検討を行ったところ、総括として「PFOS等の汚染源は普天間飛行場である蓋然性が更に高まったと考えられる。」とされた。
- PFOS及びPFOAについては、令和8年4月から水道法の水質基準項目に加えられることとなり、環境水についても暫定指針値が指針値となるなど規制が強化されている。



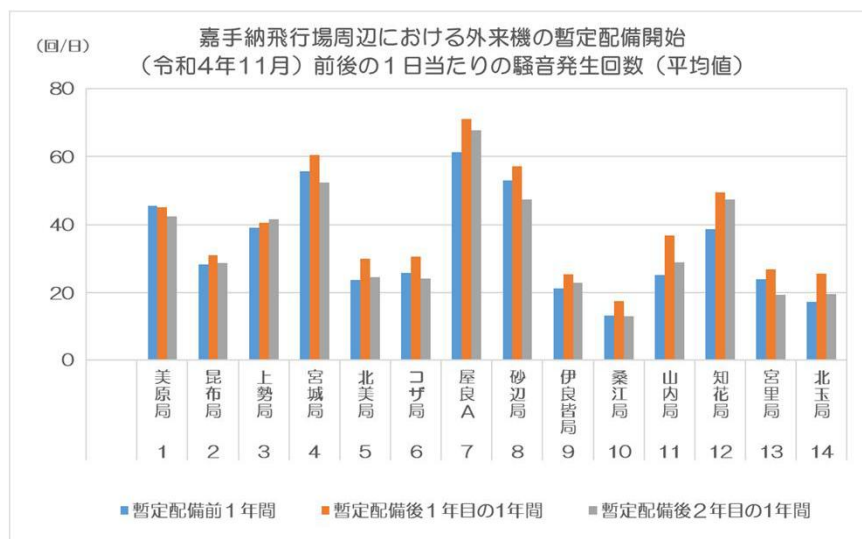
出典：環境省「水質基準に関する省令改正の概要について」(令和7年8月8日)

＜PFOS・PFOAの水道水への影響の対応＞

- 周辺環境整備法第8条に基づく補助事業により、令和元年度から5年度にかけ防衛省から補助金を受け、浄水場へPFOS等吸着能力の高い粒状活性炭を導入した。
- 嘉手納基地周辺の水道水源で検出されるPFOS等については、企業局の調査によりその主な汚染源が基地内にある蓋然性が高いと考えられることから、防衛省には引き続き粒状活性炭の更新事業を求めているところであるが、維持管理費用については同補助の適用が困難とされており、水源由来のPFOS等の吸着除去が困難な状況となっている。

＜米軍に起因する騒音等＞

- F15戦闘機の退役に伴い、F22戦闘機等の巡回配備が開始(令和4年11月)されて以降、配備前と比べ、騒音発生回数が増加するなど騒音被害が増大している。



出典: 沖縄県環境部環境保全課

＜PFOS・PFOAの除去に係る課題＞

- 主な汚染源が基地内にある蓋然性が高い汚染物質を処理する浄水場では、継続的な粒状活性炭の取替・処分を行う必要があり、県民への負担が懸念されている。
- 事業の初期に浄水場に導入した粒状活性炭は、経年劣化により吸着能力が低下している状況。
- 補助により導入した粒状活性炭は処分制限期間が「12年」とされており、県が考える耐用年数である「4年」と大きく乖離している。

＜近年の航空機騒音の影響＞

- 夜間における航空機騒音が増加しており、睡眠に係る健康被害が懸念されるなど、周辺環境への影響はさらに深刻なものとなっている。

(参考: 飛行場周辺の航空機騒音の状況)

①令和6年度環境基準超過地点

嘉手納: 19測定局中8測定局で超過 普天間: 13測定局中3測定局で超過

②1日当たりの夜間(22時～6時)騒音発生回数〈令和6年度と前年度(令和5年度)との比較〉

嘉手納: 21測定局中16測定局で増加 普天間: 12測定局中10測定局で増加

＜支障除去措置の実施における懸念＞

- 米軍活動に起因する土壌汚染等の環境問題が発生した場合に、本来は原因者負担の原則により解決すべきであるが、現行の法体系では米軍活動に起因する環境汚染のおそれがある場合、環境調査や汚染除去等の実施、自治体による汚染源調査のための基地内立入許可が米軍の判断に委ねられており、十分な対策が講じられていない状況にある。
- これまでの県の調査から、返還予定の米軍基地周辺において、PFOS等の有機フッ素化合物、農薬類(DDT等)や弾薬成分(RDX等)の米軍基地特有の化学物質が検出されているが、跡地利用特措法では、これらの化学物質等が支障除去措置の調査項目として定められていないため、これら米軍基地特有の化学物質等による汚染があっても調査されない懸念がある。
- 一刻も早く環境汚染や航空機騒音等の環境問題を解決し、健康で住みよい住環境を実現するためには、基地提供者である国が米軍活動に起因する環境問題に対して必要な措置を講ずることを法令で明確に定め、県や市町村が環境調査を実施する場合の財政支援制度を創設する必要がある。

【これまでの取組】

県では、市町村と連携して嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の航空機騒音調査を実施しており、航空機騒音は、依然として環境基準を超過する測定局があるなど、改善が図られていないことから、毎年、測定結果に基づき、日米両政府に対し、航空騒音軽減に係る要請を行っている。

これまでの嘉手納飛行場及び普天間飛行場周辺の水質調査結果や地下水脈の調査結果から、PFOS及びPFOAの汚染源は両飛行場である蓋然性が高く、また、キャンプ・ハンセン周辺の井戸水については、水源の調査結果から同基地が汚染源である可能性が高いことから、調査のための立入申請を行っているが、未だ実現していない。そのため、機会ある毎に日米両政府に対し、立入調査を認めることや、国及び米軍による原因究明調査と対策の実施、県や市町村による緊急の調査や対策費用の負担を求める要請を行っている。

1. 米軍施設に由来する水道水源汚染への対策の拡充（粒状活性炭の処分制限期間の見直し等）
2. 支障除去措置対象への国内法使用禁止物質や基地内相当量使用物質の追加
3. 米軍活動に起因する環境問題について国の調査等実施の義務付け
4. 環境汚染や航空機騒音等に係る調査、汚染の除去措置等に関する取組

担当部課

企業局 配水管理課、環境部 環境保全課

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における施策展開



- 2-(9)-ア 米軍基地から派生する諸問題の解決に向けた対応
3-(13)-イ 駐留軍用地跡地利用の早期着手に向けた取組の推進